

「平成 28 年版 源泉徴収のあらまし」の正誤表

177 頁の「居住者に支払う利子所得の概要」の表に一部誤りがありますので、訂正いたします。ご利用に当たってはご注意ください。

(注) 太字部分は、訂正箇所を示します。

正				誤			
課税方式	対象となる利子等の種類	源泉徴収税率	確定申告の要否	課税方式	対象となる利子等の種類	源泉徴収税率	確定申告の要否
	② 国外一般公社債等の利子等 (措法 3 の 3 ①) ③ 利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益 (措法 4 の 4 ①)				② 国外一般公社債等の利子等 (措法 3 の 3 ①) ③ 利子等とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益 (措法 4 の 4 ①)		
申告分離課税制度 (確定申告により申告分離課税を受けるもの (措法 8 の 4 ①))	④ 特定公社債の利子 (措法 3 ①一) ⑤ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配 (措法 3 ①二) イ その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの ロ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの ⑥ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 (措法 3 ①三) ⑦ 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等 (措法 3 の 3)		原則として、確定申告をすることを要しません (措法 8 の 5 ①二、三、七、3 の 3 ⑦)。 (注 1, 2)	申告分離課税制度 (確定申告により申告分離課税を受けるもの (措法 8 の 4 ①))	④ 特定公社債の利子 (措法 3 ①一) ⑤ 公社債投資信託のうち、次のいずれかのものの収益の分配 (措法 3 ①二) イ その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの ロ その受益権が金融商品取引所に上場しているもの又はその受益権が外国金融商品市場において売買されているもの ⑥ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配 (措法 3 ①三) ⑦ 国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等 (措法 3 の 3)		原則として、確定申告をすることを要しません (措法 8 の 5 ①二、三、七、3 の 3 ⑦)。 (注 1, 2)
総合課税制度 (確定申告により総合課税を受けるもの (所法 22))	⑧ 特定公社債以外の公社債の利子で、その利子の支払をした法人が法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主 (特定個人) 及びその親族等が支払を受けるもの (措法 3 ①四、措令 1 の 4 ③) ⑨ 民間国外債の利子 (措法 6 ②) ⑩ 公社債の利子で条約又は法律において源泉徴収の規定が適用されないもの (措令 1 の 4 ①) (注 3)	<b>15.315%</b>	要 (注) 給与所得者で給与所得以外の利子所得などの所得が 20 万円以下の人は原則として不要です (所法 121 ①) (注 2)。	総合課税制度 (確定申告により総合課税を受けるもの (所法 22))	⑧ 特定公社債以外の公社債の利子で、その利子の支払をした法人が法人税法第 2 条第 10 号に規定する同族会社に該当するときにおけるその判定の基礎となる一定の株主 (特定個人) 及びその親族等が支払を受けるもの (措法 3 ①四、措令 1 の 4 ③) ⑨ 民間国外債の利子 (措法 6 ②) ⑩ 公社債の利子で条約又は法律において源泉徴収の規定が適用されないもの (措令 1 の 4 ①) (注 3)		要 (注) 給与所得者で給与所得以外の利子所得などの所得が 20 万円以下の人は原則として不要です (所法 121 ①) (注 2)。
		適用なし				適用なし	